

長浜市告示第130号

長浜市風しん予防接種費用助成金交付要綱（令和5年長浜市告示第146号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第2条ただし書中「接種の対象となる者」の次に「及び定期接種を受けた者」を加える。  
附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。